

# 施設について

一般病院を退院後、入院・入所する施設は多岐に渡っています。

医療機関・施設の種類について概略をご紹介します。

※  で囲んでいる施設は介護保険適用の施設です。  
 利用するためには介護保険の要介護の認定を受ける必要があります。

## ご自宅

医療機関

- 診療科の多い一般病院（急性期病院・名古屋記念病院・大学病院・日赤病院など）
- 回復期リハビリテーション病棟を有する病院
- 一般病床を有する病院
- 地域包括ケア病床を有する病院
- 療養病床を有する病院〔 医療療養病床 ・  介護療養病床 〕
- 緩和ケア病棟（ホスピス）を有する病院
- 有床診療所

施設

- 介護医療院
- 介護老人保健施設
- 特別養護老人ホーム
- 認知症対応型グループホーム
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- 有料老人ホーム（ 介護付 ・ 住宅型 ・ 健康型 ）
- サービス付き高齢者向け住宅
- 小規模多機能施設

<各医療機関の主な機能>

診療科の多い 一般病院	対象者	医療・介護体制
	症状が急性期、又は亜急性期で、積極的な治療を要する方	主治医制 看護師>看護補助者
	期間	適用保険
	入院して行う積極的な治療が必要な期間	医療保険(出来高払、DPC)
地域の比較的規模 の小さな一般病院	対象者	医療・介護体制
	病院での治療、看護を要する方	主治医制 看護師>看護補助者
	期間	適用保険
	おおむね1~2か月	医療保険(出来高払)
回復期 リハビリテーション 病棟	対象者	医療・介護体制
	脳血管障害や骨折の手術等の急性期治療を終了し、集中的なリハビリテーションが必要な方	医療保険(包括払)
	期間	適用保険
	①脳血管疾患・脊髄損傷等⇒150日~180日以内 ②骨折・廃用症候群⇒90日以内 ③神経・靭帯損傷後⇒60日以内	医療保険(包括払)
地域包括ケア病床	対象者	医療・介護体制
	急性期治療を終了し、在宅復帰等へ向けて経過観察やリハビリ、在宅復帰等の支援が必要な方	主治医制 看護師、看護補助者、リハビリスタッフ
	期間	適用保険
	60日以内(各病院の方針による)	医療保険(包括払)
療養病床	対象者	医療・介護体制
	急性期治療を終了し、病状が安定した病院での療養が必要な方 ※介護療養病床は要介護1以上の介護認定が必要	医師⇒患者100人に対して3名 看護師=看護補助者
	期間	適用保険
	2か月~4か月程度(各病院の方針による)	医療療養病床:医療保険(包括払) 介護療養病床:介護保険
緩和ケア病棟 (ホスピス)	対象者	医療・介護体制
	余命が概ね3か月以内のがん患者・後天性免疫不全症候群で積極的な治療(手術・抗がん剤治療やホルモン治療・放射線治療)が困難な方・希望されない方	主治医制 医師、看護師、薬剤師等
	期間	適用保険
	限定なし(各病院の方針による)	医療保険(包括払)
有床診療所	対象者	医療・介護体制
	診療所での治療、看護を要する方	医師、看護師、看護補助者
	期間	適用保険
	1~3か月(各病院の方針による)	医療保険(出来高払)または介護保険

## <各施設の主な機能>

☆介護医療院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム、小規模多機能施設を利用するには介護認定が必要です。

介護医療院	対象者	介護保険の要介護1以上の認定を受けている、長期的な医療と看護・リハビリ・介護を要する高齢者。 ★日常的な医学管理・看取りやターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設（Ⅰ型：介護療養病床（療養機能強化型）相当/Ⅱ型：老人保健施設相当がある）
	期間	約1ヶ月～（各施設の方針による）
	医療・介護体制	医師：Ⅰ型は入所者48名に対し1名（施設で3名以上）、Ⅱ型は入所者100名に対し1名（Ⅰ型・Ⅱ型ともに常勤医）、看護師、介護職員
	費用	約10万円～
介護老人保健施設	対象者	介護保険の要介護1以上の認定を受けている、病状が安定し、リハビリ、看護・介護を要する高齢者。医療処置や内服薬が多いと入所が難しい。
	期間	約1か月～（各施設の方針による）
	医療・介護体制	医師：入所者100名に対し1名（常勤医）・看護師、介護職員
	費用	約10万円～（月額、個室料金別）
特別養護老人ホーム	対象者	介護保険の要介護3以上の認定を受けている、常時介護が必要で在宅生活が困難な高齢者（要介護度や緊急性により待機の順番が繰り上がることもある） ★平成27年4月から新規入所の対象者は、原則、要介護3以上となります
	期間	限定なし（退所の施設基準あり）
	医療・介護体制	医師：1名（非常勤可）、看護師、介護職員
	費用	約10万円～（月額）
認知症対応型グループホーム	対象者	介護保険の要支援2以上の認定を受けている、認知症と診断された高齢者
	期間	限定なし（退所の施設基準あり）
	医療・介護体制	介護職員 ★施設によっては看護師配置あり
	費用	約15万円～（月額）
養護老人ホーム	対象者	家庭環境、経済的理由などにより家庭での養護が困難と認められた65歳以上の高齢者 ★各自治体が審査して入所させる措置施設
	期間	限定なし（退所の施設基準あり）
	医療・介護体制	介護職員、看護師
	費用	約8万円程度まで（月額）
軽費老人ホーム	ケアハウス対象者	自炊ができない程度の身体機能の低下や、独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上（夫婦の場合はどちらか一方が60歳以上の方）
	A型対象者	家庭の事情などにより家族と同居が困難な低所得で60歳以上夫婦の場合はどちらか一方が60歳以上の方）
	B型対象者	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅での生活が困難で自炊できる程度の健康状態の方（自炊が原則）
	医療・介護体制	介護職員、看護師
	費用	約10万円～12万円（月額）

## <各施設の主な機能>

☆介護医療院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム、小規模多機能施設を利用するには介護認定が必要です。

有料老人ホーム	特徴	介護付	(特定施設入所者生活介護) 要介護1以上の認定を受けている、介護が必要な方が中心に入所します。食事や入浴・排泄介助や居室の掃除・洗濯等の日常生活の支援を行います。入所している施設の職員が介護保険のサービスを提供する有料老人ホーム。 ※人員配置や設備の基準を満たし、自治体から指定を受けている
		住宅型	自立・要支援状態の方から介護が必要な方が入所します。食事や入浴・排泄介助や居室の掃除・洗濯等の日常生活の支援を行います。施設の外部の介護サービス事業者と契約して介護サービスを利用する有料老人ホーム。 ※自治体から指定は受けない
		健康型	自分の身の回りのことは自分でできる方で介護保険を利用していない方を対象にしています。
	期間	限定なし(施設により退所基準あり)	
	医療・介護体制	介護付有料老人ホームと住宅型有料老人ホームには介護職員・看護師が配置されている施設もあります。健康型有料老人ホームには特に定められていません。	
	費用	約25万円以上(月額) <入居一時金あり>	
サービス付き 高齢者向け住宅	特徴	自立した方から要介護状態の方や医療処置が必要な方まで、各施設によって入居可能な対象者に違いがあります。居宅扱いですが、外部の事業所からサービスを受ける形となります。(国土交通省と厚生労働省が管轄しています)	
	期間	限定なし(施設により退所基準あり)	
	医療・介護体制	特になし	
小規模 多機能施設	特徴	介護保険の要支援1以上の認定を受けている高齢者 ★「通い」を中心に、利用者の状態に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて提供する	
	期間	限定なし(施設により退所基準あり)	
	医療・介護体制	原則として、看護師、又は准看護師1人以上の配置が必要	
	費用	約10万円以上(月額)	